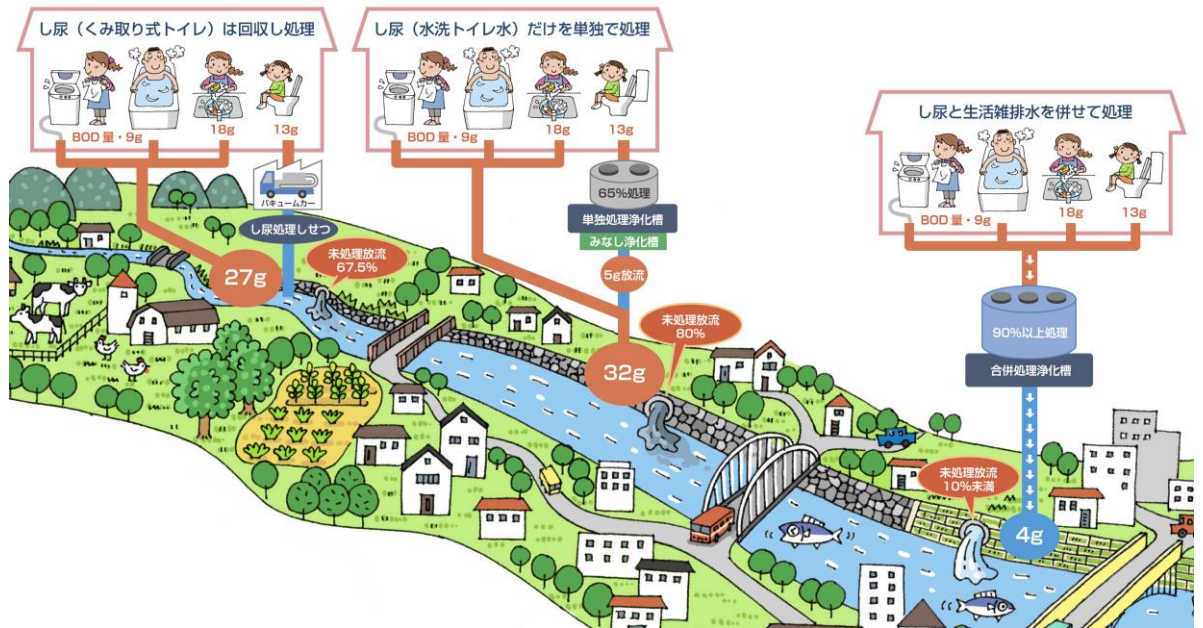


合併処理浄化槽設置整備事業

● どうして合併処理浄化槽？

トイレからの汚水（し尿）のみを処理する「単独処理浄化槽」は、それ以外の生活雑排水は、そのまま住宅付近の河川に垂れ流し、または地下浸透させているのが現状です。

これに対し「合併処理浄化槽」は、し尿を含む全ての生活排水をきれいな水に戻します。公共下水道の処理場と同じ能力をもつこの「合併処理浄化槽」は、川や海、環境にとってもやさしい施設です。



上富良野町では、下水道整備計画区域を除く全区域を対象に合併処理浄化槽を新規で設置する、または単独処理浄化槽を廃止して合併処理浄化槽を設置する方に、工事費の一部を補助しています。

- ・ 補助対象 居住を目的とした住宅、店舗併用住宅は居住部分のみ
- ・ その他 販売等の事業目的では設置できません。（建売住宅など）
年度内に補助申請並びに事業が完成しないものは補助対象外です。

補助制度は、浄化槽本体の設置についての補助（合併処理浄化槽設置整備事業補助）と、既存のトイレの水洗化や、既存の排水管を浄化槽につなげるための工事、単独浄化槽の廃止などに対する補助（合併処理浄化槽設置整備事業促進補助）の2つあります。合併処理浄化槽設置整備事業促進補助は改築工事のみ対象となっています。

<設置補助>

浄化槽工事に含まれる主な内容

1. 浄化槽本体の設置工事
2. 本体から放流先までの配管工事

<促進補助>

水洗化改造工事に含まれる主な内容

1. 水洗トイレ本体の設置に必要な改造工事
2. 台所やトイレなどから浄化槽本体までの配管工事、改造工事
3. 単独浄化槽の廃止工事

★新築の方は<設置補助>のみ。

★改築の方は<設置補助>と<促進補助>が合わせて適用されます。

●補助内容について

<設置補助>

人槽	補助基準額	率	補助限度額
5	100万円	90%	90万円
7	120万円	%以内	108万円
10	140万円		126万円

※10人槽は2世帯等のみ

<促進補助>

工事内容	補助額	備考	
水洗化工事	トイレ1基	60,000円	大便器1個と小便器1個または大小兼用便器1個
	トイレ2基	90,000円	
排水設備工事	10,000円	1戸につき1件	
単独浄化槽廃止 (排水設備工事分含む)	50,000円	1戸につき1件	

重要

浄化槽には、検査・点検・清掃が義務付けられています

一般のご家庭で使用する程度の大きさの場合、法律により次のような検査等を、決められた回数以上受けなければなりません。

これらの検査等を行うことは、補助を受けるための条件となっています。



法定検査 年1回
保守点検 年3回以上
清掃・汚泥引抜 年1回以上

※保守点検及び清掃の回数は、規模や使用状況によって異なります。
※初めてご使用される場合に限り、上記のほか設置直後の点検検査が必要



※ **「法定検査」は、業者が行う「清掃・保守点検」とは別に、設置者が必ず受けなければなりません（浄化槽法で定められており、法定検査を受けない設置者には、罰則も規定されています。また、受けない設置者に対しては、補助金の返還措置を取ることもあります）。**

なお、法定検査は、北海道知事から検査機関として指定を受けた、**社団法人 北海道浄化槽協会**が実施することとなっています。法定検査の前には、浄化槽会からお知らせがきますので、ご確認ください。

*問合せ

町民生活課 生活環境班 TEL 45-6985